

(制度名 指定住宅紛争処理機関の行う紛争処理の業務の支援等)

(制度所管部局名) 住宅局住宅生産課

1. 制度の概要

指定住宅紛争処理機関の行う紛争処理業務の支援等を目的として、全国に一を限って指定された住宅紛争処理支援センターが以下の業務を行うものである。

- ・ 指定住宅紛争処理機関に対して紛争処理業務の実施に要する費用を助成。
- ・ 住宅紛争処理に関する情報等の収集、整理をし、これらを指定住宅紛争処理機関に対し提供。
- ・ 住宅紛争処理に関する調査及び研究。
- ・ 指定住宅紛争処理機関の紛争処理委員等に対する研修。
- ・ 指定住宅紛争処理機関の行う紛争処理業務に関する連絡調整。
- ・ 住宅の建設工事の請負契約又は売買契約に関する相談、助言及び苦情の処理。

2. 指定、登録等の基準

住宅の品質確保の促進等に関する法律第82条第1項

○住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）（抄）

（住宅紛争処理支援センター）

第82条 国土交通大臣は、指定住宅紛争処理機関の行う紛争処理の業務の支援その他住宅購入者等の利益の保護及び住宅に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図ることを目的として民法第34条の規定により設立された財団法人であつて、次条第1項に規定する業務（以下この節において「支援等の業務」という。）に関し次に掲げる基準に適合すると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、住宅紛争処理支援センター（以下「センター」という。）として指定することができる。

- 一 職員、支援等の業務の実施の方法その他の事項についての支援等の業務の実施に関する計画が、支援等の業務の適確な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の支援等の業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 役員又は職員の構成が、支援等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 四 支援等の業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって支援等の業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- 五 前各号に定めるもののほか、支援等の業務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

2・3 (略)

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センター	平成12年4月	東京都千代田区紀尾井町6番26-3 上智紀尾井坂ビル5階	上記2に掲げる基準を満たしているため。

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
法令等により、指定、登録等に係る事務・事業（サービス）に係る料金の設定に当たって、国が関与することとはされていない。	—

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（平成21年3月現在）

見直しの結果、特段の問題はないが、引き続き基準に沿った運用に努めることとする。

7. 政策評価

平成23年度末までに実施予定